

## ワンタイムパスワード機能の利用に係る追加規定

ワンタイムパスワード機能の利用に際しては、しくみビジネスバンキング利用規定（以下「利用規定」といいます）に加え、後記1から9までの追加規定（以下「本追加規定」といいます）を適用します。なお、本追加規定の用語は、特段の定めのない限り、利用規定と同じ意味を持つものとします。

### 第1条 ワンタイムパスワード機能とは

ワンタイムパスワード機能とは、しくみビジネスバンキングの利用に際し、携帯電話もしくはスマートフォン等（以下「携帯電話機等」といいます）にインストールされたパスワード生成ソフト（以下「トークン」といいます）により、生成・表示され、1分毎に変化する可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）を、ログインIDおよびログインパスワードに加えて用いることにより、契約者のご本人の確認を行います。

### 第2条 利用方法

#### 1. トークンの発行

契約者が当組合にワンタイムパスワード機能の利用開始の依頼を行う場合は、当組合所定の書面により届出るものとします。当組合の処理完了後に、しくみビジネスバンキングにログイン後、「ワンタイムパスワードトークン発行」画面より「トークン発行依頼」を行っていただきます。当組合はトークン発行の依頼を受付けた場合、契約者がトークン発行依頼時に指定した携帯電話機等のメールアドレスへ電子メールを送信します。当該電子メールには、トークンの動作に必要な基本ソフト（以下「アプリ」といいます）を取得するためのURL、サービスID、ユーザIDが記載されていますので、契約者は当該URLより携帯電話機等にアプリをダウンロードし、当該アプリにサービスID、ユーザIDおよび契約者がトークン発行依頼時に指定した利用開始パスワードを正確に入力して、トークンを取得します。

#### 2. ワンタイムパスワード機能の利用開始

契約者は、インターネットバンキングより「ワンタイムパスワード認証確認」手続きを行ってください。「ワンタイムパスワード利用認証確認」手続きでは、契約者はトークンに表示されているワンタイムパスワードを当組合所定の方法により正確に入力するものとします。当組合が受信し、認識したワンタイムパスワードが、当組合が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当組合は契約者からのワンタイムパスワード利用開始の依頼とみなし、ワンタイムパスワードサービスの提供を開始します。

#### 3. ワンタイムパスワードによる本人確認手続き

ワンタイムパスワードサービスの利用開始後は、当組合はインターネットバンキングの当組合所定の取引について、ログインIDおよびログインパスワードに加え、ワンタイムパスワードによる本人確認の手続きを行いますので、ワンタイムパスワード等を当組合所定の方法により入力してください。当組合が受信し、認識したワンタイムパスワード等が、当組合が保有するワンタイムパスワード等と一致した場合には、当組合は契約者からの取引の依頼とみなします。

### 第3条 トークンの有効期限

トークンの有効期限は、トークンに表示されます。有効期限が近づいた場合は、その旨をトークンに通知しますので、有効期限の更新を行ってください。

### 第4条 ワンタイムパスワードおよびトークンの管理

- ワンタイムパスワードおよびトークンをインストールした携帯電話機等は、契約者ご自身で厳重に管理し、他人に知られたり、紛失、盗難等に遭わないように十分注意してください。トークンをインストールした携帯電話機等を紛失した場合、トークンの偽造、変造等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合は、直ちに電話等により当組合に連絡するとともに、契約者から当組合に対し当組合所定の方法により届出を行ってください。当組合はこの連絡を受付けたときは、直ちにワンタイムパスワード機能の利用の停止措置を講じます。なお、当組合への届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- トークンをインストールした携帯電話機等の変更を行う場合は、当組合所定の「トークン失効」手続きを行い、前記第2条1. および2. の手続きを行うものとします。

### 第5条 利用停止

当組合が保有するワンタイムパスワードと異なる内容で当組合所定の回数以上連続してワンタイムパスワードが入力された場合は、当組合はワンタイムパスワード機能の利用を停止します。契約者がワンタイムパスワード機能の利用の再開を依頼する場合には、当組合所定の書面により届出を行うものとします。ただし、技術的な理由、その他の理由により再開できない場合があります。

### 第6条 免責事項

- 前記第2条3. の本人確認手続きを経たのち取引を行ったうちは、当組合は依頼者を契約者とみなし、その際、ワンタイムパスワードおよびトークンにつき、偽造、変造、盗用または不正使用その他事故があっても、このために生じた損害については、当組合に責がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
- ワンタイムパスワード機能において、トークンの不具合等により取り扱いが遅延し、または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当組合に責がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

### 第7条 ワンタイムパスワード機能の利用解除

ワンタイムパスワード機能の利用は、当事者の一方の都合で通知によりいつでも解除することができるものとします。なお、契約者からの解除の通知は当組合所定の方法によるものとします。

### 第8条 規定の変更

当組合は本追加規定の内容を、当組合の定める方法でお客さまに周知することにより、任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとします。なお、当組合の任意の変更によって損害が生じたとしても当組合は責任を負いません。

### 第9条 関係規定の適用・準用

この規定に定めのない事項については、利用規定と、  
関係する当組合の他の規定等により取扱いします。

以 上